

NZにご資産をお持ちになったら考えるべきこと

Will [ウィル/遺言書]



英単語 Will の意味 (英和辞典より)

名詞形 意志、決意、遺言

助動詞形 [未来を表して] ~しようと思う、~するつもりである

日本においては昨今「終活」という言葉が生まれ、遺言書の意義が見直されつつあります。しかしながら、死を連想するため不謹慎、或いは親族による骨肉の争いなど陰りのあるイメージもあり、遺言についてお話しをすること自体躊躇われる方も少なくないのが現状です。また、日本では法定相続人が法律(民法)で定められており、遺言書がなくても、法に従い遺産相続手続きを執り行うことができます。これも、遺言書の意義をいまひとつ高められないひとつの要素になっているのではないのでしょうか。

NZ では Will を残すこと、それは保険に加入することと同じくらい、身近でそしてとても大切なこととして認識されています。若い方でもある程度の財産を保有するようになりますと当然の如く Will を作成し、その後の変化に合わせて Will の改訂と共に人生を歩むのが一般的です。

弊社のお客様は日本に財産があり、その上で NZ にもご資産をお持ちになられている方が多くおられます。日本と NZ とでは法規が異なるため、日本にある財産に対しては日本の法律に沿った遺言書、NZ のご資産に対しては NZ の法律に沿った Will をご作成頂くことを、お客様へご案内させて頂いております。

Will がない場合

主な事項は以下 3 点となります。

- ① NZ の法制度下での資産配分となる (例) ご夫妻での共同名義口座或いは不動産→折半 など
- ② NZ の所有財産は、高等裁判所預かりとなる

そして、

- ③ 法規の違いにより、日本の弁護士のみでは対処できないことが多い

日本における法定相続人

法定相続人がいらっしゃる場合、国に召し上げられるということはありません。但し、

- ✦ 法定相続人であることを証明する英文書類を作成し、高等裁判所への申請が必要
- ✦ 法定相続人は、状況に応じて本人確認のため NZ へ渡航しなくてはならない

NZ 銀行口座に預貯金がある

- ✦ 銀行に死亡証明書を提出し、非受益者名義から受益者名義の口座に資金移動をするための手続きが必要
- ✦ 場合によっては口座が凍結され、資金が IRD(NZ の税務局)へ移される

不動産を所有している

- ✦ 死亡証明書を法務局に提出し、非受益者から受益者への名義変更又は売却手続きが必要
(売却手続きの場合は、不動産業者の選定及び依頼も必要となる)

いずれの手続きであっても
日本と NZ にそれぞれ弁護士を立てての対応が必要



相当の時間と経済的損失を被ることになる

[過去例] 費用として 100 万円以上、時間として半年間以上

Will 作成は、NZ 国内資産を円滑に分与するために大変有意義です



Will に関するよくあるご質問

【ご質問】①

Will を作成した場合、対象資産は NZ にある全ての財産ということでしょうか。



はい、その通りでございます。Will 作成者ご名義の NZ 国内に保有される全資産(銀行口座預貯金、不動産、金など)が対象となります。

【ご質問】②

銀行に夫婦で共同名義口座を持っており、その他には NZ 国内に資産はありません。

どちらか一方が亡くなった場合、もう一方の者が口座処理をしたらよいと思うのですが。



銀行口座閉鎖手続きには、お二方共の直筆サインが必要となります。

また、ご夫妻の場合は、ご旅行の際も同行されることが多いため、不慮の事故の場合同時にお亡くなりになる確率は大変高くなると存じます。

従いまして、銀行口座に限らず不動産等につきましても、共同名義でご所有される場合はそれぞれの方の Will をご作成なされることを強くお勧め致します。

【ご質問】③

NZ 国内に単独名義の資産があります。

私が亡くなった際、妻に資産の 80%を、一人息子に 20%を相続したいと思っています。



財産分与の割合は、Will 作成時に 80%と 20%など、ご指定頂くことが可能です。
受益者が 2 名の場合、特にご指定がない場合は 50%ずつ均等分与されます。
受益者は 2 名以上の選定も可能であり、その場合も均等に配分されます。

【ご質問】 ④

もし Will を預けている弁護士事務所が倒産したらどうなりますか？



弊社が提携しております Fortune Manning's 弁護士事務所が、万が一経営困難となり倒産という事態となった場合であっても、通常、他社の弁護士事務所が買収(M&A)し業務を引き継ぐこととなります。よって、この場合、弁護士事務所名は変わりますが、Will 保管に関しては問題には至りませんのでご安心下さい。

Fortune Manning's 法律事務所は、20 名以上の弁護士を備える NZ 国内でも中堅事務所であり、日本在住の方の Will 作成では 2007 年 11 月より 10 年以上の実績があり、私共の顧客様だけでも 250 件以上のお取り扱いを頂いております。

【ご質問】 ⑤

Will 作成は、18 歳以下の子供でも可能ですか？



NZ では、原則 18 歳以上でないと Will は作成できません。重要な内容文書となるため、子供(18 歳以下)では正しい判断ができないという観点による取り決めとなります。例外として、18 歳未満であっても既婚者又は既婚歴があり、弁護士より重要文書に対し正しく判断が出来ると認められた場合、既婚者や既婚歴がなくても裁判所から許可が下りた場合には作成が可能になることもあります。





Will 作成の流れ



スタート

Will 申込用紙に必要事項をご記入下さい [日本語での記載のみでお申込み頂けます]

必要事項

各該当者の氏名・続柄・住所・職業をご記載頂きます

1. **受益人のご指定** — 遺産相続される方
2. **執行人のご指定** — Will の内容を執行(実現)すべく始動される方
 - ◇ ご指定頂いた執行人の方と弊社弁護士が連絡を取り合い、Will に添って相続手続きが行われます
 - ◇ 受益人と同じ方をご指定頂いても結構ですし、弊社代表が務めさせて頂くことも可能です
3. **立会人のご指定** — Will の内容にて正しく遂行されたかを確認される方
 - ◇ 受益人や執行人として指定された方は立会人にはなれません
 - ◇ 該当する方がおられない場合は、弊社スタッフが対応致しますのでご安心下さい

[備考]

Will 作成後、NZ 国内にて新規購入される不動産や資産の変更が生じましても、当初作成された Will を変更頂くことはございません

また、Will 作成時に、受益人や執行人としてご指定頂く方の住所や職業などをご記載頂きますが、作成後、婚姻、引っ越し、転職などで変更があっても、その都度 Will 内容の変更は必要ございません

→これらの情報は、Will 作成時から遡り本人確認が可能であるため

Will の変更を要するのは、受益人や執行人などの追加、削減、変更を要する場合のみとなります

→人生における状況変化は誰にしも起き得ます。そのため弊社では、2度のご変更まで無償で承らせて頂いております

次に

弊社まで申込用紙をお送り下さい

Eメールにて info@kiwisupport.com

ファックスにて +64-9-355-0390

郵送にて
KIWI Support Ltd.
PO Box 106-383, Auckland City 1143, New Zealand

次に

弊社より、Will 関係書類一式を郵送にてお送り致します

- ・同封のご案内書をご参照頂き、Will 原本へのご署名と、Will の日本語訳通り直筆にて転記頂きます

再び

弊社まで完成された Will 関連書類一式を郵送にてお送り下さい

- ・大切な内容が記載されている書類でございますため、EMS(追跡番号付)でのご手配をお勧め致します
- ・書類一式を弊社にて受領致しましたら、弊社よりご連絡申し上げます
- ・Will 作成に必要なその他の書類を揃えさせて頂き、弁護士事務所へ提出させて頂きます

最後に

Will 預かり証書と Will 原本コピー及び日本語直筆版コピーを郵送にてお送り致します

- ・Will 原本と日本語直筆版原本は、以後士事務所にて生涯保管されることになります

Will 作成費用ならびに生涯保管費用

NZD 3,000 / 一通

[二通同時にお申込み頂く場合] NZD5,500

弁護士事務所

Fortune Manning Lawyers
5/12 Viaduct Harbor Ave, Auckland
New Zealand
☎ +64-9-915-2401
<https://fortunemanning.co.nz/>

お申込み先

KIWI Support (キウイサポート)
PO Box 106-383,
Auckland City 1143, New Zealand
☎ +64-9-123-7652
<http://kiwisupport.co.nz/>